

介護サービス事業者の業務管理体制整備に係るQ & A

1 業務管理体制の整備に係ること

(問1) 法人グループ全体の業務管理体制が整っていることを条件に、A法人の法令遵守責任者として、同じグループであるB法人の職員を選任することはできるか。

(答) 業務管理体制は事業者自らが法人形態等に見合った合理的な体制を整備することが必要であり、法令遵守責任者の選任に当たって資格要件等を求めていないが、法令遵守責任者は事業者内部の法令等遵守を徹底することができる者が選任されることを想定している。（グループを構成する個々の事業者内部における権限行使が想定されることから、何ら権限を有しない他の法人職員が法令遵守責任者に選任されることは想定していない。）

(問2) 業務管理体制の具体的な内容は、法人において定めることとなっているが、求められる体制、実施すべき内容を明確にしないと実効性がないのではないか。

（それらが明確になっていないと、法令遵守責任者を選任し届出があった事業者に対し、届出内容の検査を行う場合、法令遵守責任者の業務内容に踏み込むことが困難となる。）

(答) 業務管理体制の整備は介護サービス事業者に課せられた義務である。事業者自らに事業の形態・規模等を考慮し個々の事業者に見合った実効性のある法令等を遵守する体制を整備（運用）させる仕組みである。

行政は、事業者の取り組みについて確認し、問題点が認められた場合には、事業者自らが業務管理体制の改善を図り、法令等の遵守に取り組まれるよう意識づけを行うことが重要である。

2 業務管理体制の整備に係る届出に係ること

(問1) A市内に所在する指定地域密着型サービス事業者（A市内のみで事業展開している事業者）をA市の同意を得てB市も指定している場合の業務管理体制の整備の届出は、A市及びB市の両市に行うことになるのか。

(答) 事業者が所在するA市のみに届出こととなる。

(問2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会は、全国に事業所がある法人だが、事業所指定は都道府県支部名で行っている。この場合、事業者監督権者は厚生労働大臣か都道府県知事となるのか。

(答) 厚生労働大臣となる。

事業者が同一事業者であるかどうかの判断は事業所の指定申請者にかかるらず、事業者の設立形態により判断されたい。

(問3) 法令遵守規程に変更が生じた場合において届出は必要か。また、その場合において提出期限はあるのか。

(答) 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出を行った者に届け出なければならない（法第115条の32第3項）。

ただし、届出事項は省令により「規程の概要」としているため、字句の修正等、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更についての届出は必要ない。